

別表六(二十四)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業	・	・	法人名
年度	・	・	

別表六(二十四) 平三十四・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十四)付表「13」)	12	円
比較雇用者給与等支給額 (25)	2		雇用者給与等支給増加額 (3)-(12) (マイナスの場合は0)	13	
調整前雇用者給与等支給額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">「21」欄</p> <p style="text-align: center;">中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00627」</p> <p>③ 「適用額」欄：「21」欄の金額</p> </div>		
継続雇用者給与等支給額 (30の①)	4				
継続雇用者比較給与等支給額 (30の②)又は(30の③)	5				
継続雇用者給与等支給増加額 (4)-(5) (マイナスの場合は0)	6		の特別控除額の計算	中小企業者等税額控除限度額 (14)又は(15)	16
継続雇用者給与等支給増加割合 (6)/(5) (5)=0の場合は0)	7		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	期税額基準額 (17)× $\frac{20}{100}$	17
教育訓練費の額	8	円	当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の③」)	18
中小企業比較教育訓練費の額 (35)	9		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の③」)	法人税額の特別控除額 (19)-(20)	19
教育訓練費増加額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)	10				20
教育訓練費増加割合 (10)/(9) (9)=0の場合は0)	11				21
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	22	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (22)の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (23)×(24)	25
・	・	円	――		円
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		適用年度	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間	
		①	②	③	
事業年度等又は連結事業年度等	26	・	・	・	・
雇用者給与等支給額	27	(1) 円	(23) 円		円
同上のうち継続雇用者に係る金額	28				
適用年度の月数 (26の③)の月数	29				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は(28)×(29)	30	円	円		円
中小企業比較教育訓練費の額の計算					
事業年度又は連結事業年度	31	教育訓練費の額	適用年度の月数 (31)の事業年度又は連結事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (32)×(33)	34
・	・	円	――		円
調整対象年度	・		――		
計					
中小企業比較教育訓練費の額 (34の計)÷(調整対象年度数)	35				